

序 本論文の目的と概要

本論文は「現代日本語文の構造と機能との関係について、体系的に、かつ、可能な限り厳密に記述すること」を最終的な目的とする一連の研究の、端緒に位置する論文である¹。構造の側には、その中核に述語があり、それを取り巻く主語の人称、意味格、述語の時制、アスペクトなどがある。機能の側には文機能と発話機能という二段階の言語機能がある。

本論文の基盤となる理論体系は Searle の発話行為論 (speech act theory) に依るところが大きいが、適切性条件 (felicity conditions) の位置づけにおいて根本的な問題提起を行っている。それは、三種の条件のレベルを立て分けるべきではないか、という主張である。

命題内容条件 (propositional content conditions) は、発話内行為 (illocutionary act) が遂行されるために必要な制約を、文の形式や構造に対して施す条件である。準備条件 (preparatory conditions) は、発話状況や話者の立場、話者と聴者の人間関係などを制約する語用論的条件である。誠実性条件 (sincerity conditions) は、話者がその発話によって目的を達する意図を持っていたかどうかに関する条件である。三者は明らかにレベルを異にしているのにもかかわらず、これまで適切性条件をなす要素として一括して論じられてきた。発話の最終的な効力 (force) に关心があった Searle がそのような立場をとったことはうなずける。彼は言語学者として人間だけが遂行する論理性をもつた「行為」としての発話行為を研究対象としたからである。

しかし、もし行為ではなく言語を研究対象とするならば、第一に、語形式や統語構造が、最終的な効力に対してどこまでを担い、その後のいくらの要素を語用論的な条件に委ねるのか、ということを立て分けて議論すべきである。つまり、命題内容条件と準備条件のレベルを立て分けよ、ということである。第二に、話者の意図がどこにあったかということを議論する以前に、話者の意図がどうあれ、その発話が世界に対して一定の機能を果たすということに注目すべきである。つまり、言語学としては誠実性条件をとりあえず、問題の外に置け、ということである。筆者はそのような論述にまだ出会っていないが、本論文はそれを試みるものである。

このような問題は、発話行為論が語用論 (pragmatics) の一分野だという一つの誤解と関連があるように思われる。確かに発話行為論は語用論的な展開なしには成り立たない理論体系ではあるが、その中核にあるのはやはり形態論であり構文論のはずである (Searle がそれを十分にやっていないのは、単に Searle が言語学の方法論を心得ていなかつたからではないか)。その研究目的である「発話内効力」自体が極めて語用論的だからといって、その語用論的な発話内効力を成り立たせるすべての要素が語用論的であるわけではないので

*1 「本研究」は、一連の研究全体を指し、「本論文」はこの論文だけを指す。「本章」は各章において、「本節」は各章中の最上位の項において用いる。

ある。Searle は話者を取り巻く発話状況を研究したかったのではなく、言葉によってなされる行為の内部構造が知りたかったはずであり、そのために結果的に発話状況にも制約を設けざるを得なかつたのではないだろうか。

ともあれ、個々の発話が人間の生活の営みの中で果たす機能に目を向けるとき、その果たそうとする機能はおのずから構文構造に制約を加えて発話内容を制限し、発話状況や話者と聴者の人間関係や知識量などを十分に踏まえて、それに応じて果たされていくものであろう。

ここでは、本論文全体として論じようとしている主旨、方向性を明らかにするために、論述の一部を、事例として示すことにする。4.3「感情表出動詞文による〈感情表出〉」における例文(1)を次に挙げる。この発話は会議の司会者による「行事進行」の発話である。そういう状況にあることは出典では文脈から当然にわかる。

(1) 第一回の幹部会議を開きたいと思います。+[I]^{ex} (女社長)

さて、そういう状況での(1)の発話が「会議の開会を宣言する」という行為をなすに至る過程を最もベーシックなところから見ていきたい。

(1)の述語動詞「思う」は、非過去時制辞-ru (この場合、異形態-u) を接続していて、時制意味が「現在」であり、感情動詞の中でも特に「感情表出動詞」、さらにその下位分類「思考表出動詞」に分類される [4.1]。(1)には、形式に表れていない第1人称経験者格が含意されており、それを記号+[I]^{ex}によって表す [1.3、1.4]。もし、「思う」を述語とする文が他人の思考内容を表すとすれば、-tei-を挿入して「思っている」とするか、-daroo、-rasii、-yoodaなどのモダリティ付加辞 [1.2] を付加するなどしなければならない。

例文(1)は、語用論的条件ぬきの文としての機能（これを〈文機能〉と呼ぶ）において、話者自身の主観的な思考内容を表に出す〈思考表出〉という文機能を果たしていることになる。この文機能は次のような命題内容条件を満たすことで発動したものである。(1)の文は構造的にこの条件を満たしている。

- ――〈思考表出〉の命題内容条件――
- ①述語が思考表出動詞であること
 - ②主語が第一人称経験者格に指定されていること
 - ③非過去時制辞-ru を接続すること
 - ④モダリティ付加辞を接続しないこと
 - ⑤アスペクト接辞-tei-を接続しないこと

次に、述語である思考表出動詞「思う」は、通常引用節を取り、その中で思考内容を表現するが、(1)のように願望の接辞-ta- (いわゆる助動詞タイ) が用いられた場合には、実際の発話において、思考表出というより、話者自身の未来の行為を予め述べる《意志表出》という機能が発生する。ただし、それが適切な発話であるためには、「PC1：話者が当該の行為Aを実行可能である」という語用論的条件が必要である。このような語用論的

条件の充足を前提として成立する機能について、先の〈文機能〉と区別して《発話機能》と呼び、〈 〉と《 》で表記し分ける。

PC1 を(1)に即して詳しく述べるとすると、「会議を開く」行為が実行可能であるためには、「PC1'：話者が行事の執行について権限を有している立場の者であること」が必要となる。さらに(1)は、未来の行為というより、発話時現在における《行事進行》（《宣言》）として機能していると考えることができる。その場合には、「PC2A：今まさに当該発話が示す行事進行が認知された時日、場所にあること」、「PC2B：話者が行事進行を司る立場の者であること」という新たな語用論的条件が累加されなければならない。事実、(1)の出典においては、PC2A、B が満たされて《行事進行》の発話機能が発動している。

――《行事進行》の語用論的条件――

PC1：話者が当該の行為 A を実行可能である

PC2A：今まさに当該発話が示す行事進行が認知された時日、場所にあること

PC2B：話者が行事進行を司る立場の者であること

この条件が満たされているような発話状況のもとで、(1)は《行事進行》の発話機能を持つ。しかし、【行事進行】という発話内行為²が真に遂行されたかどうかを厳密に認定するには、話者の行事進行に対する「意図」が確認されなければならない。それを保証するのが誠実性条件である。つまり、「話者が当該の行為 A を実行する意図がある」ことが保証されてはじめて【行事進行】という発話内行為が遂行されたことになる。

この順序をさかさまに論じてみるとどうなるか。

仮に話者が誠実な意図を持っていなかったとしたら、その発話は「発話行為を遂行」したとは言えない。それでも一定の機能を果たすであろう。(1)の例では、その話者が後になつて「わたしは『会議を開きたい』という願望を口にしただけで、その時会議を開く意図はなかった」と言ったとしたら、彼は【行事進行】という発話内行為を遂行してはいなかつことになる。しかし、当該の会議の司会席にいる話者が、しかも予定の時刻に(1)を発話したならば、本人の意図や誠実さにかかわらず、会議はスタートするであろう。従つて、《行事進行》という発話機能は意図にかかわらず発動している。一般化して言えば、発話機能の発動には誠実性条件は不要なのである。

次にもし(1)が、そのような会議の状況でも時間でもなく、人も集まっていないところで発話されたとしても、《行事進行》の発話機能は発動しない。それでも、(1)という文は、その述語の意味や主語の人称や意味格などの力を借りて、〈思考表出〉という一つの文機能を果たしている。一般化すれば、文機能の発動には、語用論的条件も不要である。

*2 発話内行為と発話機能の違いについては特に 2. 1 で言及しているが、全体として決定的に相違しているものの、範疇化がほぼ共通するなど個別に記述されるべき相違点は多くない。発話内行為に【 】を用いて区別する表記法については 2. 2 などで用いている。

以上見てきたように、思考表出動詞文という文構造から〈思考表出〉という文機能へ、更には《行事進行》という発話機能へという連関を、本研究では条件の充足という形で記述することを試みている。文機能論から発話機能論へと至る機能論体系が、本論文全体の骨格となっている〔2.1、2.2で詳述〕。

以上のような機能論の体系を積み上げていくには、手順としては必然的に文機能論から手がけることになる。このことは、日本語研究史の流れにも沿っている。それは日本語のモダリティ論が、文法範疇としてのモダリティ形式から〈文機能〉の問題へと確実にシフトしてきているからである〔2.3〕。そのような背景のもとに日本語の文機能の類型化と、各範疇の命題内容条件の記述を行った〔2.4〕。

〈文機能〉の命題内容条件が文の構造を最も強く制限するのは、文の述語に対してである。例えば、〈感情表出〉の述語は、感情形容詞、感情表出動詞、感情変化動詞などに制限される。そして、次に主語の人称と格と時制を制限し、さらに、アスペクトとモダリティを制限する。このように、〈文機能〉は文構造上の様々な文法範疇において命題内容条件を課している。本論文の後半では、このような〈文機能〉と命題内容条件との連関を、述語の動詞、形容詞の分類ごとに整理し、記述することに大部分を費やしている。従って、動詞・形容詞の分類自体も、必然的に文機能論に即したものとなっている。結果的に、一般に「状態性述語」とされる形容詞（第3章）、感情動詞（第4章）、叙述動詞（第5章）が考察の中心となった。特に、従来の「状態動詞」が、多様な文法的特徴からより詳細な範疇化が可能であり、各範疇の語彙も決して少なくないということも、文機能論から導き出された重要な論点の一つである。

このように文機能論の段階で論じるべきことが豊富にあったために、発話機能論の体系を綿密に組み上げることについては、本論文の次の段階の作業として保留せざるを得なかった。しかし、文機能論を考察する上で必然的に発話機能にも多く言及を行っている。特に第6章は、発話機能論の方法論の一つのモデルケースと位置づけることができる。

最後に、改めて本論文各章の概要を語彙例と共に述べ、序のまとめに代えたい。

前半の第1章、第2章は総論、演繹的論述に相当する。第1章「方法論上の諸問題」では、本論文全体に通じる方法論と用語の整理を行った。具体的には、時制、人称、格などの各範疇ごとに、形式範疇と意味範疇の用語の区別と相互の関連について、厳密な定義を行った(1.1-4)。また、第3章の形容詞論を中心に、心的空間理論を応用した「情報帰属理論」を用いているが、その基本的枠組みを示した(1.5)。

上述の、本論文全体を貫く理論体系については、第2章「文機能論と発話機能論の全体像」において提示した。その際、並行して言語機能論、発話行為論、日本語モダリティ論などの研究史の整理も行っている。

後半の第3章～第6章は、各論、帰納的記述に相当する。第3章では形容詞文、第4章では感情動詞文、第5章では状態動詞文と、それぞれいわゆる状態性述語文の構造(=語

彙・構文)から機能(特に文機能)へと至る記述的考察を行う。即ち、〈文機能〉を発動する最も主要な命題内容条件である述語語彙に注目し、その各範疇の文法的特徴と、それを述語とする文の〈文機能〉、主に実例の検討を通して記述した。

第3章「形容詞文の機能論」では、感情形容詞と属性形容詞の語彙の対立を、〈感情表出〉と〈属性叙述〉という文機能の対立から捉え直した。即ち、経験を主観世界に帰属させる時に〈感情表出〉となることを「情報帰属理論」を用いて説明し、そのような用法が可能な語彙が感情形容詞であるとした(3.3-5)。〈感情表出〉にも〈属性叙述〉にも用いられない語類(上機嫌だ、痛々しい、など)については描写形容詞とした(3.8)。

第4章「感情動詞文の機能論」では、ル形で〈感情表出〉文の述語となることができる動詞を感情表出動詞(腹が立つ、イライラする、など)、タ形で〈感情表出〉文の述語となることができる動詞を感情変化動詞(弱る、腹が減る、など)として範疇化し、それらの文法的特徴についても論述した。これに対し、ル形でもタ形でも〈感情表出〉文の述語とはならない動詞は感情描写動詞(腹を立てる、苛立つ、など)とした。

第5章「叙述動詞文の機能論」では、ル形で〈属性叙述〉文の述語となることを主たる用法とする動詞として、属性動詞(役立つ、好む、気が利く、など)、所要動詞(要する、かかる、足りる、など)、価値動詞(値する、匹敵する、拘わる、など)を新たに範疇化し、可能動詞と共に叙述動詞という上位範疇に括った。その上で、各範疇の文法的特徴の記述、具体的な語彙の列挙、用例の収集、分析を徹底的に行った(5.1-5)。

第4章、第5章は主として、形容詞文の専権的機能と考えられがちであった〈感情表出〉や〈属性叙述〉の述語となる動詞語彙に注目したものだが、そのうちのいくつかの節では、名詞述語文の専権的機能と見える〈関係叙述〉(=二つの名詞的概念を結びつける文機能)の述語となる関係形容詞(等しい、同一だ、逆だ、など)(3.7)、関係動詞(違う、矛盾する、属する、など)について考察している(5.6-7)。特に関係動詞については、ル形とテイル形の併存という文法的特徴に対して、二つの名詞的概念を主観的に結びつける「照合行為」の介在を論証することで、両形の意味の微妙な差異を指摘した(5.6)。

第6章「授受動詞構文の機能論」は、発話機能論の方法論を示す試論として論述したものである。ここでは、授受動詞構文の格や人称についての理論構築を行った(6.1-2)上で、授受補助動詞構文が《依頼》や《要求》といった《指動》(directives)系の発話機能を発生させるメカニズムについて論証した(6.3)。本章では、本研究が次の段階で行うべき発話機能論の方法論が、語用論的条件を論理的に記述していくことにあるということを示唆するものである。